

○うるま市行政改革推進委員会規則

平成17年4月1日

規則第7号

改正 平成18年2月22日規則第6号

平成28年3月28日規則第16号

平成30年3月30日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例（平成17年うるま市条例第19号）第3条の規定に基づき、うるま市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、うるま市行政改革大綱の策定に必要な事項を調査審議の上、その意見を答申するものとする。

2 委員会は、うるま市行政改革大綱の進捗状況について、必要な助言等を行うことができる。

3 委員会は、必要に応じて、うるま市が支出する補助金等の適正化について調査、審議の上、意見・提言を行うものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) その他市長が認める者

3 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集し会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 委員会は、第2条第3項に規定する事項を行うため、必要に応じ、委員会に専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会の設置に関し必要な事項については、会長が委員会に諮り、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月22日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日規則第16号) 抄

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第13号) 抄

この規則は、平成30年4月1日から施行する。